

京都市告示第401号

巨椋池排水機場管理協議会を設けたので、地方自治法第252条の2第2項の規定に基づき、次のとおりその旨及び規約を告示します。

平成19年3月16日

京都市長 梶本 頼兼

- 1 京都市、宇治市及び久御山町は、巨椋池排水機場の管理に係る事務を共同して管理し、及び執行するため、平成19年3月15日、巨椋池排水機場管理協議会を設けました。
- 2 巨椋池排水機場管理協議会規約は、次のとおりです。

巨椋池排水機場管理協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、巨椋池地域の排水の管理のために設置された巨椋池排水機場（以下「排水機場」という。）の管理に係る事務を適正に管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、巨椋池排水機場管理協議会とする。

(協議会を設ける地方公共団体)

第3条 協議会は、京都市、宇治市及び久御山町（以下「関係地方公共団体」という。）がこれを設ける。

(協議会が担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- (1) 排水機場の管理に関する事務

(2) 排水機場の管理を行う土地改良事業に係る補助金の申請及び受領に関する事務

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、京都市伏見区向島下五反田巨椋池排水機場内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員の数は、関係地方公共団体の長が協議して定める人数以内とする。

(会長)

第7条 会長は、関係地方公共団体の長が協議し、その長のうちから、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長の任期は、2年とする。

4 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 関係地方公共団体の長（前条第1項の規定により、会長に選任された者を除く。）

(2) 関係地方公共団体の長が協議して定める関係地方公共団体の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(副会長及び監事)

第9条 協議会に副会長2名及び監事3名を置く。

- 2 副会長及び監事は、関係地方公共団体の長が協議し、委員のうちから、これを選任する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理し、会長及び当該副会長に共に事故があるとき、又は会長及び当該副会長が共に欠けたときは、他の副会長がこれを代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、関係地方公共団体の長が協議して定める。

(招集及び議事)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議において委員の意見を聴いて、会長が定める。

(幹事会)

第12条 協議会に付議する事案の調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

(協議会の担任する事務の管理及び執行)

第13条 協議会は、その担任する事務を関係地方公共団体の長の名において管理し、及び執行する必要がある場合においては、会長の属する地方公共団体の当該事務に関する条例、規則等を関係地方公共団体の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の事務の管理及び執行に関する費用は、関係地方公共団体が分担する。

2 関係地方公共団体の長は、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとに、前項の規定により分担すべき金額を、その年度の初日の60日前までに、協議して決定しなければならない。この場合において、関係地方公共団体の長は、あらかじめ、協議会に対し、経費の見積りに関する書類の提出を求めることができる。

3 関係地方公共団体は、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び翌年の1月から3月までの各区分による期間（以下「4半期」という。）ごとに、前2項の規定により関係地方公共団体が分担する金額を、当該4半期の初日から30日以内に、協議会に交付しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第15条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める金融機関に、これを預け入れなければならない。

(その他財務に関する事項)

第16条 この規約に別段の定めがある場合を除き、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(補則)

第17条 この規約に別段の定めがある場合を除き、協議会に関し必要な事項は、協議会の会議を経て、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、関係地方公共団体の長が協議して定める日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度の協議会の経費に限り、第14条第2項前段中「その年度の初日の60日前までに」とあるのは、「平成19年度の初日までに速やかに」とする。

(建設局水と緑環境部河川課)